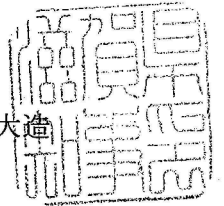


滋下水第 82 号
平成 31 年 (2019 年) 2 月 21 日

滋賀県下水道審議会
会長 松井 三郎 様

滋賀県知事 三日月 大造



滋賀県下水道第 2 期中期ビジョンの策定について (諮問)

平成 23 年 6 月に策定 (平成 29 年 3 月中間見直し) した滋賀県下水道中期ビジョンは、計画期間を平成 23 年度 (2011 年度) から平成 32 年度 (2020 年度) までの 10 年間としたところです。

当該計画の策定、見直し後の環境を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、平成 33 年度 (2021 年度) 以降の滋賀県下水道第 2 期中期ビジョンはいかにあるべきか、滋賀県琵琶湖流域下水道条例 (昭和 57 年 3 月 29 日滋賀県条例第 18 号) 第 15 条第 2 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。